二旭 検 果 市における公契約の基本を定める条例」に関する 報告書』について

1. 旭川市で公契約条例に関する初の検討

結果報告書をとりまとめた。
二八年一二月一三日条例第八二号)に関する検討川市における公契約の基本を定める条例」(平成川大学名誉教授)は二○一八年一一月下旬、「旭川市契約審査委員会(委員長=浅田政広・旭

を聴いて検討を加えることが予定されていた。 年一二月までを期限として、 とする」と明記しており、 え、 他市長が適当と認める者の意見を聴いて検討を加 て 同 この条例の運用状況について学識経験者その その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの 条例の施行後、二年を超えない範囲内にお [条例は、 制定当初より附則第二項に これにより、 学識経験者等の意見 二〇一八 市 は

(型力を引き引きません。このでは、このでは、例」に関する検討結果報告書』である。する『「旭川市における公契約の基本を定める条

この年である。

タイプ 保障型、 で全国四九自治体に広がっているが、 障型への改正が期待されてきた。 公契約条例の推進派などからは理念型から賃金保 初の制定例となる旭川市条例は後者に分類され、 (二〇一八) 三八汽参照)。 ることなどを定める、 上回る水準の労務報酬下限額の支払い義務に関す イプ (二七団体) 公契約条例の制定例は、 (二二団体)と、 後者は理念型などと総称される の二種に大別され、 いわゆる賃金条項を備えた 同条項を備えていないタ 二〇一八年六月の時 道内の自治体としては 前者は賃金 最低賃金を (連合 点

告書 四選を果たしており、 約にも 制定時 二〇一八年一一月一一 公正な公契約の推進強化」 伴う市長選挙が実施された。 審査委での本件検討作業が大詰めを迎えていた 1の内容が注目されていた。 の現職市長にして、二〇一八年市長選の公 「公契約条例の検証と、 目 一 審査委での議論の動向や報 を掲げた西川将人氏が 旭川市では任期満了に 結果として、 より公平・ 本条例 透明

2. 旭川市契約審査委員会について

ことなどを目的として二〇〇八年一二月一日設置 (二〇〇八年八月二一 された。なお、 適正化の促進に関する事項について調査審議する 公共工事等に係る入札及び契約について、 ĴΪ 市契約審查委員会 「旭川市の公契約に関する方針 日決定) (以下、 が定められたの 審査 委 は その 市

と認める事項について審議を行うこと」 第 査委の所掌するところとなった 基本を定める条例. が列せられた関係で、 市長、水道事業管理者又は病院事業管理者が必要 項その他入札及び契約手続等の適正化を図るため 員会運営要綱」 約審查委員会条例」 けであったが、二〇一七年四月一日の (第二条) に 審査委は、当初は市長の私的 あわせて、 一四号)の施行により付属機関に移行している。 同月一四日には 「公契約に係る施策に関する重要事 が施行され、 附則第二項に基づく検討は (平成二九年三月) 旭川市における公契約 「旭川市契約審査 委員会の所掌事務 諮問 機関の 旭 四 (第五号 [日条例 沠 位 市契 置 付

できる者であって、学識経験を有するものその他項に関し公正中立な立場で調査審議を行うことがた、第三条により、委員四人以内で構成するとされる。ま条により、委員四人以内で構成するとされる。ま審査委は、「旭川市契約審査委員会条例」第二

二年、再選可能とされている。

の計四名である。 本件の検討に関わった委員は、大学名誉教授(委本件の検討に関わった委員は、大学名誉教授(委

3. 報告書の特徴

とめ」を提示するという流れである 質及び適正な履行を確保すること」、④ る者の適正な労働環境を確保すること」、③ 化を図ること」、 課題、委員の主な意見を整理している。四つの基 市の入札・契約の現況、 れらについて個別に検討し、最後に結論として「ま 公正性及び透明性の向上を図ること」である。こ 本方針とは、 本方針をそれぞれ検討し、 公契約に関する施策の推進にあたっての四つの基 状況などを振り返った上で、条例第三条の掲げる 報告書の構成は、 1 2 「地域内での経済の循環及び活性 まず、 「公契約に係る業務に従事す 他自治体の公契約条例の 条例制定の背景と経緯 市の取り組みの現況と 「公平性 品品

この中で、公契約従事者の賃金下限額の制定の②「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働②「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働の法に係る業務に従事する者の適正な労働の法にのうち、賃金条項の追加の是非などに関する

場の両論併記となっている。であるべきとする立場と慎重であるべきとする立場と慎重であるべきとする立従事者の労働環境に対する自治体の関与は積極的一致を見なかった」と記しているように、公契約見についても、「まとめ」で「残念ながら意見の

報告書を締めている。

報告書を締めている。

がランスに配慮した施策の推進への期待を述べ、
いランスに配慮した施策の推進への期待を述べ、
は域の
がランスに配慮した施策の推進への期待を述べ、

向が引き続き注目される。 応も含め、旭川市の公契約条例・制度の今後の動本報告書が市に求めたこれらの取り組みへの対

【参考文献・資料】

二〇一七年一月(『北海道自治研究』第五七六号所収三九後の課題)(『北海道自治研究』第五七六号所収三九後の課題」(『北海道自治研究』第五七六号所収三九

- 二〇一七年七月社会に広げよう」(同第五八二号所収二~二一学)同、社会に広げよう」(同第五八二号所収二~二一学)同、川村雅則ほか「市民シンポジウム 公契約条例を
- 二〇一八年六月 約条例制定に向けた取り組みの手引き<初版>』

【参照ウェブサイト】

あわせて、

本項目の検討にかかる委員の主な意

る条例について
旭川市役所>旭川市における公契約の基本を定め

http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/578/580

p003657.html

旭川市役所>旭川市契約審查委員会

http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/578/579/p003738.html

<編集部・正木浩司>

<資料>

「旭川市における公契約の基本を定める条例」に関する

検討結果報告書

平成30年11月 旭川市契約審査委員会

-成30年11月

旭川市契約審查委員会

委員長

浅田政広

員員

竹本康志

はじめに

旭川市では、公契約に関する方針」を定め、こ年8月に「旭川市の公契約に関する方針」を定め、こ年8月に「旭川市の公契約に関する方針」を定め、こ年8月に「旭川市の公契約に関する方針」を定め、これの向上を図るための取組が進められてきた。

務」として課すことで取組を求めることが主眼にあった。 「地川市における公契約の基本を定める条例」 今回、「旭川市における公契約の基本を定める条例」 今回、「旭川市における公契約の基本を定める条例」 今回、「旭川市における公契約の基本を定める条例」 今回、「旭川市における公契約の基本を定める条例」

旭川市契約審査委員会では、こうした条例制定の背景や旭川市におけるこれまでの公契約施策の取組状況まの報告は平成29年5月以降6回に渡って重ねてきこの報告は平成29年5月以降6回に渡って重ねてきた。この報告は平成29年5月以降6回に渡って重ねてきた。

第1 委員会開催日及びテーマ

委 委 委

康子

(1) 第1回 平成29年5月25日

公契約条例の制定経過について

公契約条例の運用状況の検証について

これまでの旭川市の公契約への取組状況につ

(2) 第2回 平成29年11月16日

公契約条例及び施策の課題について

第3回 平成30年5月21日

他都市の状況について

(3)

たものと考える

基本方針ごとの課題検証 (1回目

「地域内での経済の循環及び活性化を図るこ

「公平性、公正性及び透明性の向上を図るこ

基本方針ごとの課題検証(第2回第4回 平成30年7月30日

(4)

定。「公契約に従事する労働者の賃金の下限の設「公契約に従事する労働者の賃金の下限の設「品質及び適正な履行を確保すること」

「公契約に係る業務に従事する者の適正な労

(5) 第5回 平成30年10月15日

の基本方針についてのまとめなど)(条例の実効性、賃金条項の法的課題、4つ全体を通した課題検証・まとめ

(6) 第6回 平成30年11月26日

・ 報告書のとりまとめ

第2 公契約条例制定に係る経緯

公契約を取り巻く現状

なった。 われるなど、 まる中、事業者数も大きく減らしそれに伴う雇用も失 正行為が社会問題となるなど、 た。その結果、ダンピング受注が蔓延し、談合等の不 設業においても厳しい競争環境に置かれることとなっ 費の大幅な削減や規制緩和、構造改革が進められ、 クなどを起因とする景気の低迷が長引く中、 ていた。しかし、バブル経済の崩壊やリーマンショッ とによる経済的効果を訴求することに焦点が当てら いて公正性や透明性を確保し、競争性を発揮させるこ 公契約は、 地域経済にも大きな影響を与えることと 適正な履行はもとより、その手続きにお 業界に対する批判も高 建

ける経済循環が大切であるとの考え方が注目されるよとして地域資源の活用や地産地消といった地域内にお一方で、こうした状況の中、地域経済活性化の取組

み出す役割も求められ、多様化してきた。こで働く者の雇用の安定につなげるなどの好循環を生業者への発注によって事業者の健全な成長を支え、そうになり、自治体における公契約については、地域事

□ 公契約条例の制定経過

に課された役割への対応を進めてきた。
起川市における公契約施策の推進に当たっては、平
旭川市における公契約施策の推進に当たっては、平
旭川市における公契約施策の推進に当たっては、平
旭川市における公契約施策の推進に当たっては、平
地川市における公契約施策の推進に当たっては、平
地川市における公契約施策の推進に当たっては、平
地川市における公契約施策の推進に当たっては、平
地川市における公契約施策の推進に当たっては、平
地川市における公契約施策の推進に当たっては、平

た 況について学識経験者などの意見を聴いて検討を加 附則において

「施行後2年を超えない範囲で、 や法令の遵守を事業者の責務として盛り込んだほか、 環境の確保を新たに基本方針に加え、労働環境の向上 決された。条例は公契約の方針を踏襲しながらも労働 基本を定める条例(以下「条例」という。)として可 同年12月に議員提案により、旭川市における公契約の 他団体からも要請書が提出されるなど機運が高まり る陳情書が旭川市議会へ提出され、 ら平成26年5月、27年6月に公契約条例の制定を求め 境がなかなか改善されないとして、市内の労働団体か が問題となる中で、特に建設業では賃金などの労働環 え、その結果に基づいて必要な措置を講じること」と 条例の実効性を改めて検討することが求められ 近年は非正規労働者の増加による賃金格差 平成28年7月には 運用状

3 旭川市契約審査委員会における検討

条例の運用状況の検証に当たっては、公契約に求め条例の運用状況の検証に当たっては、公契約に関する施したことに伴い、新たな役割として公契約に関する施制が求められる。旭川市契約審査委員会(以下「本委員会」という。)はこれまで主に建設工事における入員会」という。)はこれまで主に建設工事における入員会」という。)はこれまで主に建設工事における入員会」という。)はこれまで主に建設工事における入員会」という。)はこれまで主に建設工事における入員会」という、今回の検証作業も本委員会において行うこととから、今回の検証作業も本委員会において行うこととから、今回の検証作業も本委員会において行うこととから、今回の検証作業も本委員会において行うこととから、今回の検証作業も本委員会において行うこととから、今回の検証作業も本委員会において行うこととなった。

第3 公契約の状況

1 旭川市のこれまでの取組

度の改善が行われてきたところである て細かい変更を重ねるなど、 札価格調査制度については、 止などの取組を進めてきた。 低制限価格、 性の確保、 約制度の確立」の3つの基本目標を掲げ、 域経済の活性化など市民生活の向上に資する入札・契 を確保することができる入札・契約制度の確立」「地 性の高い入札・契約制度の確立」「品質と適正な履行 川市は公契約の方針において「公平、 地元優先発注による地域経済の活性化、 低入札価格調査制度によるダンピング防 その時々に応じた入札制 対象や算定率などについ 特に最低制限価格や低入 契約の透明 公正で透明 最

あるが、条例は基本的に公契約の方針の3つの基本そうした中で、平成28年度に条例が制定されたわけ

ものとした。

「基本方針」として踏襲して取組を一層促す場とすることで、公契約従事者が安心して働ける労働がとすることで、公契約従事者が安心して働ける労働がとすることで、公契約従事者が安心して働ける労働

して市役所内部での推進体制を整えた。おける公契約の基本を定める条例推進措置要領を策定づき体系的に整理するため、平成29年4月に旭川市にづき体系的に整理するため、平成29年4月に旭川市に

2 他都市における公契約条例の状況

市の条例もこの一つとなる。 額を下回った場合にはペナルティ(契約解除、 限額を定め、それを上回る賃金の支払いと確認書類 業者に取組を求める、 い都市は、 止など)を課す都市もある。一方、賃金条項を持たな 提出を事業者に義務付けるところが特徴で、 契約に従事する従業者に事業者が支払うべき賃金の下 る。野田市をはじめとした賃金条項を持つ都市は、 わゆる賃金条項を持つ都市と持たない都市に区分でき の下限額を最低賃金法の最低賃金とは別に定める、 るが、その特徴から、大きく市が公契約従事者の賃金 月時点で39市における制定を確認しているところであ に制定したのがはじまりで、 公契約に関する条例は千葉県野田市が平成21年9 公契約に関する理念や方針を定めて市や事 いわゆる理念条例であり、 旭川市のほか平成30年11 仮に下限 指名停 旭

正な履行と品質、労働環境の確保などを定めるもので、にかかわらず地域経済の発展や公正・透明な競争、適各都市が掲げる理念としては、主に賃金条項の有無

都市も増えている。 実際に取り組んだ状況について書面での報告を求める 係法令の遵守や社会保険への加入などを義務付けし、 係法令の遵守や社会保険への加入などを義務付けし、

第4 公契約条例に関する意見

ること」について 基本方針「地域内での経済の循環及び活性化を図

(1) 旭川市の取組と課題

この基本方針では、市が地域の事業者へ積極的に発注することによって事業者の成長を支援し、雇用の安定や消費の増大など地域での経済循環に資する役割をとか消費の増大など地域での経済循環に資する役割を定などを行い地元事業者への受注機会の確保に努めているほか、建設工事の元請負事業者に対し、下請負事業者の選定や資材の調達に当たり地元事業者活用の要業者の選定や資材の調達に当たり地元事業者へ積極的に発さられる。

一方で、地元優先を強く押し進めることについては、ともすれば市外事業者の安価で優れた技術やサービスを取り入れにくい、競争性が低くなるといったことや、旭川市内への事業進出意欲を減退させることも懸念されることから、運用に当たっては公平性・公正性とのバランスの確保にも留意していく必要があるものと考える。

(2) 委員の主な意見

- した方が良い。 地域内への優先発注することは相反するので整理 とでするでは、ことと考えると、
- のではないか。
- 連させながら効果を判断していくべきと思う。いうところに主眼があるので、各項目もそれと関いうところに主眼があるので、各項目もそれと関
- よう、調節できる条例であるべき。
 元事業者が受注しても域外に流れ出てしまわないのものであったなら、お金が流れ出てしまう。地地元の事業者が受注しても使われるものが域外

な労働環境を確保すること」について基本方針「公契約に係る業務に従事する者の適正

2

(1) 旭川市の取組と課題

支払った賃金が公共工事設計労務単価の9%を下回っ支払った賃金が公共工事設計労務単価の9%を下回った、契約時には適正な利潤の確保を求め、雇用される者にあ、事業者が適正価格で積算できるよう公共工事設計労務単価を公表するなどの対策を進めている。また、契約時には適正な下請負契約の締結や雇用・労働た、契約時には適正な下請負契約の締結や雇用・労働た、契約時には適正な下請負表的の締結や雇用・労働た、契約時には適正な下請負表であるといる。また、契約時には適正な下請負表と下請負人と下請負人間の契約内容が適正か、によって元請負人と下請負人間の契約内容が適正か、によって元請負人と下請負人間の契約内容が適正か、によって元請負人と下請負人間の契約内容が適正か、によって元請負人と下請負人間の契約中では対策として競争入札に最低制度価格ののののでで回った。

も認められるところである。 は対しては改善要請した事業者から賃金を増額したるが、近年は改善要請した事業者から賃金を増額したるが、近年は改善要請した事業者から賃金を増額したいがなどを面談で調査し、改善が必要な事業者

を進めていく必要があるものと考える。上でも、まずはこうした賃金や労働環境の実態の把握だ十分に把握されていない。条例の実効性を確認するだ十分に把握されていない。条例の実効性を確認する請負も多いが、こうした事業者を含めた賃金実態はま存在することに加え、特に建設業では工事に関わる下

② 公契約従事者の賃金下限額の制定

務付けが旭川市にとって必要となるものか、制定した持たせるべきとの声もあり、本委員会ではこうした義関しては、条例にいわゆる賃金条項を設けて実効性を一方で、公契約従事者に支払われる賃金の引上げに

しかし、依然として賃金の改善を要請した事業者も

議論では、条例が制定される本来の目的は公別場合の効果や課題について次のとおり整理した。

事者の賃金の保護であることから、条例が制定されたからには賃金条項を定めるべきとする意見がある一方、からには賃金条項を定めるべきとする意見がある一方、を例で一律に義務を課すというのは行き過ぎた介入で達和感があり、実態をチェックする仕組みを作って改達和感があり、実態を手ェックする仕組みを作って改造和感があり、実態を課すというのは行き過ぎた介入でとして相応しい手法ではないかという意見もあった。として相応しい手法ではないかという意見もあった。として相応しい手法ではないかという意見もあった。として相応しい手法ではないかという意見もあった。その中にあって条例の実効性の確認、あるいは適正なその中にあって条例の実効性の確認、あるいは適正なその中にあって条例の実効性の確認、あるいは適正なその中にあって条例の実効性の確認、あるいは適正なその中にあって条例の実効性の確認、あるいは適正なその中にあって条例の実効性の確認、あるいは適正なその中にあって条例の実効性の確認、あるいは適正なるに対していて、本委員会としての表情し、実態の把握を進めるできという点については意見の一致を見いだせたところであり、行政の今後の取組に期待する。

ゲ 賃金下限額の規定で期待される効果

① 公契約従事者の賃金の上乗せ(直接的効果)

やすくなる、従業員のモチベーションが上がる、労働ることができるほか、事業者においても人材が確保しまた、公契約従事者も生活の向上などの安心感を得正規雇用者への効果は大きいと考える。 正規雇用者への効果は大きいと考える。

② 自治体が適正と考える賃金の認知(間接的効果)

生産性が上がるなどの期待が持てるものと考える。

や労働者に広く認知されれば、労働契約を締結する際務や公契約において実際に支払うことで一般の事業者地域において適正と考える賃金を自治体が示し、公

えられる可能性がある。 にも指標となるなどして、地域の賃金水準に影響を与

公金の使途の透明性(その他の効果)

イ 賃金下限額の規定に当たっての課題

① 適用できる契約が限られる

賃金増額の一過性

2

自治体の発注量には限りがあることや、入札制度の

労働同一賃金の観点からも課題があるものと考える。ではない。条例が公契約上の雇用契約にしか効力が及ではない。条例が公契約上の雇用契約にしか効力が及ではない。条例が公契約上の雇用契約にしか効力が及下では同一事業者が継続的に公契約を受注できるわけ下では同一事業者が継続的に公契約を受注できるわけ

受注者の負担の増加

受注者は、受注価格が上がらなければ賃金に下限があると材料費や事務費などを抑制しなければならず、あると材料費や事務費などを抑制しなければならず、あると材料費や事務費などを抑制しなければならず、加を敬遠する、あるいは自治体が求める賃金を支払えないため参加を断念するといったことも懸念される。特に建設工事では、自治体への報告のために元請負が下請負の賃金支払状況等も管理する必要があるが、が下請負の賃金支払状況等も管理する必要があるが、が下請負の賃金支払状況等も管理する必要があるが、が下請負の賃金支払状況等も管理する必要があるが、方求められる可能性がある。

④ 雇用契約及び関係法令等との整合性

ことや、違反した者にはペナルティを科すことにもなり、条例によって一方的に法令よりも高い義務を課す自治体がそれぞれ判断をしているところである。本委自治体がそれぞれ判断をしているところである。本委自治体がそれぞれ判断をしているところである。本委自治体がそれぞれ判断をしているところである。本委自治体がそれぞれ判断をしているところである。本委自治体がそれぞれ判断をしているとことを、違反した者にはペナルティを科すことにもなり、条例によって一方的に法令よりも高い義務を課する。

意見もあった。 れば過度な介入になり、 事業者側の視点に欠けるとの

(3) 委員の主な意見

要とするもの 労働環境について自治体の積極的な関与が必

- 要。そうすることで社会は良くなっていく。 者もいるが、こうしたことへの自治体の関与は必 下請状況等調査によると社会保険に未加入の業
- に扱う必要がある。 資材費にいくら掛けたかとは違い、賃金は特別
- ということがあっても良い 最低賃金の変化に基づき契約金額を変えていく 労働基準法等は労働者の保護のために最低限度
- 説であったと思う。 くすることは法律の趣旨に反しないというのが通 を定めている法律であり、労働者の保護をより厚 条例の目的は公契約従事者の保護、 賃金の保護
- を定める条項を設けるべきだと言わざるを得ない。 にあるので、実効性ということでは賃金の下限額 下限額は審議会などで決める必要がある
- いなら定めるべき。 とであれば今の理念型条例でも良いが、そうでな 賃金条項を設けなくても実効性があるというこ 実効性の確認が必要

1 勢であるもの 労働環境について自治体の関与には慎重な姿

社会保険等に加入したくてもできない事業者が

にも参加できないのか。 は異なるのではないか。こうした事業者は公契約 ないとするのは、社会保険制度を推進することと いる中で、一方的に公契約の相手として相応しく

- なじむのか。労働施策として進めるべきではない 長時間労働をどうするかということが公契約に
- 要件としたことで、競争入札参加資格者としての して直接的な効果があるものにした方が良いので 登録を見合わせた事業者がいたのではないか。 担い手の育成支援ということなら、労働施策と 競争入札参加資格の登録に社会保険等の加入を
- はないか。 賃金については市町村の権限外であり、条例で

義務を課すことには抵抗がある。

- まで命じるのはいささか強力に過ぎる。制限を受 実態をチェックできる仕組みを作って改善をして ける事業者側の視点も考慮すべき いく、今後に役立てるということの方が自治体的 条例で義務ということは大変強い表現であり、 入札に参加するだけのことに条例によって義務
- 変わってきていることも認識すべき は経営者プアも大勢いる状況である。 ワーキングプアが言われてから10年が経ち、 時代背景が 今

共通性のある意見

ゥ

性が見えない らアンケート調査などにより把握しなければ実効 の賃金を比較する必要がある。面談が難しいのな 条例の実効性を見るためにも、制定前と制定後

> ついても具体的な金額を把握して 実際に支払った賃金と設計労務単価との乖離に

おくべき

- 状では分からない。 味がないので、賃金の下限額を定めるべきかは現 賃金条項を定めても最低賃金に準拠するなら意
- べる仕組みを作るべき。 まず市が求める賃金が支払われたかどうかを調
- るので調査すべき。 賃金の支払い実態は発注金額の適正化にも資す

について 基本方針 「品質及び適正な履行を確保すること」

3

旭川市の取組と課題

(1)

継続した取組が期待される する意識を促すための取組が進められており、 者については表彰を行うなど、 点数化してインターネット等で公表を行い、 を図っている。また、施行成績を評定し、 に当たり外部の専門家を加えるなどして公正性の確保 残すところであるが、市では自らを牽制するため審査 とにより相手方を選定し、品質の向上を図ってきた。 求めることが難しい多様な要素を総合的に評価するこ 果に独創性や技術力、品質などといった価格競争では 約ではプロポーザル方式を導入することによって、成 一方、こうした制度は恣意的な選定につながる余地を 旭川市は建設工事においては総合評価方式、委託契 事業者の品質向上に対 工事品質を 成績優良

(2) 委員の主な意見

はないか 行を確保すること」 の促進」 基本方針「公契約従事者の適正な労働環境の確 一の推進事項となっている は、 むしろ基本方針 に位置付けられることなので 「適正価格での発注 「品質及び適正な履

ること」について 基本方針「公平性、 公正性及び透明性の向上を図

(1) 旭川市の取組と課題

相手方となる事業者に問題が発覚した場合について 要があり、 滑な業務の履行について事業者に意識を求めている。 者なども指名停止の対象とするなどして、安全かつ円 をはじめ、 事業者の指名停止基準を明確化し、談合等の不正行為 けて改善を実施している。また、違反行為等を行った 書に明記させるなどして、 策定により随意契約とできる契約の要件を整理し起案 ける業者選考基準の明確化や随意契約ガイドラインの 進めて実施基準を明確化したほか、指名競争入札にお の相手方として適切な事業者なのかを常に意識する必 一方、 契約の相手方としないものとすべきと考える。 一市では一般競争入札をすべての業務で積極的 公平性、公正性の確保に当たっては、 業務不履行や業務上の事故を起こした事業 仮に落札後から契約締結までの間に契約の 公正性や透明性の向上に向 、公契約

(2) 委員の主な意見

- 地域内への優先発注することは相反するので整理 した方が良い。 公平性・公正性を平等であることと考えると、 (再掲
- すべきでない相手であれば契約を解除すべき。 仮契約業者が指名停止になるなど、契約を維持
- るような契約条項としておくとよいと思う。 仮契約を解除することが自治体側の判断ででき

5 まとめ

取り組んでほしい。 どのように担っていくのか、行政はしっかりと研究し きる地域社会を構築するために、その一翼を公契約が とで地域経済が循環し、そこで働く者が輝くことがで 的は市民の福祉の増進にあり、事業者が元気になるこ て課題解決を進めていかなければならない。行政の目 公契約従事者といった関係者、地域全体での取組とし れたものであり、市は条例の趣旨を尊重し、事業者や れたことは、公契約に対する市民の関心の高まりが表 して対応がなされてきた。しかし、今回条例が制定さ これまで旭川市の公契約については行政側の課題と

ある。一方で、 きるものとして今後もその推進が期待されるところで 上を図ること」 行を確保すること」、「公平性、 済の循環及び活性化を図ること」、「品質及び適正な履 論をしてきた。この中で、 今回附則に示された条例の運用状況の検証に当たっ 本委員会では旭川市の公契約施策全般について議 新たに定めた「公契約に係る業務に従 の推進に当たっては、 基本方針の 公正性及び透明性の向 一定程度評価で 「地域内での経

て、

組み作りを急ぐ必要があると考える。 するために実態の把握は必要であり、 である。しかし、いずれにしても条例の実効性を確認 果としては残念ながら意見の一致を見なかったところ に賃金条項の必要性を中心とした議論となったが、 るべきか、行政がどこまで関わるべきかについて、 事する者の適正な労働環境を確保すること」について 実効性の観点から事業者の取組に強制力を持たせ 行政は調査の仕 結 特

がら、過度な条件設定により事業者の入札参加を敬遠 実効性の高い施策を展開していくことを期待する。 べきものと考える。行政には様々な意見に耳を傾け 命として理解し、バランスを保つことで発展していく などのジレンマもあり、地域を構成する者が各々の使 皿となる事業者に悪影響を与えてしまうおそれがある させることなれば、むしろ業績悪化により雇用の受け ることも時代的に要請されていると考える。しかしな 約条例が制定されてる実態を見れば、行政が後押しす 主体的に取り組むべきことではあるが、他都市で公契 労働環境の整備は一義的には雇用主である事業者が

第 5 資 料 略

- 旭川市における公契約の基本を定める条例
- 措置要領 旭川市における公契約の基本を定める条例推 進
- 旭川市契約審查委員会条例
- 旭川市契約審查委員会運営要綱

* た 本資料は、 旭川市役所ウェブサイトより引用